

## 論文要約

論文題目 平安貴族社会における「家」成立過程の研究

申請者 澤田裕子

本論文は、父子関係とそれをとりまく親族集団の変化から、父子継承される中世的な「家」の成立過程を解明しようとするものである。

かつて「家」は古代より当然に存在するものと考えられてきたが、一九七〇年代に人類学の研究成果から双系制の概念が導入され、日本の古代社会では家父長的な「家」は未成立であったことが広く認識されるようになる。それを受けて盛んになった「家」研究では、所領・文書・邸宅・祖先祭祀など様々なものが「家」成立の指標として取り上げられてきた。その中でも近年特に注目されるのが政治的地位の父子継承であり、その代表的な研究として服藤早苗氏と高橋秀樹氏の研究が挙げられる。服藤氏は氏の分節である親族集団の中から父子を軸とする一系的な家筋が強化されていき、「家」が成立するとの見解を示す。氏の分節から「家」が成立するという考え方は「家」の成立に対する古典的理解だが、高橋氏は親族集団と「家」は継承原理が異なるため親族集団から「家」は成立し得ないと指摘する。このように、両氏の見解は「家」と親族集団の関係において大きく異なっており、政治的地位の父子継承から「家」の成立過程を論じる研究では父子関係だけでなく親族集団のあり方も重要な課題となっている。よって本論文では、主に十・十一世紀という「家」成立期の公卿層を対象として、父子関係および親族集団の変化から、中世的「家」の成立過程について考察した。

本論文は、序論、本論（第一章～第四章）、終章より構成される。

まず序章では、日本の古代家族に関する研究を総括した上で、近年問題とされている政治的地位の父子継承について代表的な研究を示し、研究の現状と課題を提示した。ついで本論では、父子関係とそれをとりまく親族集団の変質について、財産継承・叙爵・養子・

追善仏事といった様々な角度から検証し、中世的「家」の成立過程について考察した。

第一章「藤原実資の小野宮第伝領について—平安貴族における養子と財産継承—」では、藤原実資の小野宮第の伝領を中心に、財産継承における養子の扱われ方から平安中期における養子の位置づけについて考察した。従来の研究では養子への財産分与は半ば当然視されてきたが、養父に実子がいる場合、養父の財産が養子に譲与された事例はわずかしかない。こうしたことから、平安中期の養子は基本的に養父の財産分与から除外されていたと考えられる。この時代の財産分与では財主の意思が尊重されたが、財産を譲与する相手は同居の親族のようなごく親しい人物に限定されていた。しかし、当時の養子は必ずしも養父の養育を受けず、養父と同居するとも限らない。それゆえ、養子への財産分与は例外的なものとなったと考えられる。

第二章「平安中期の叙爵と元服前叙爵の成立」では、家筋や父の政治的地位により子の出身が決定される仕組みの変化、特に元服以前の子どもが五位に叙される元服前叙爵の成立と展開について考察した。十世紀前半、撰関等の功臣の子息を対象として、元服と同日に従五位下に叙される元服同時叙爵が成立した。一方、撰関以外の一般公卿の子息では、年爵や氏爵により十代で従五位下に直叙される若年叙爵が成立する。年爵等による若年叙爵は十世紀後半には公卿層全体に広まり、それを受けて撰関子息の初叙位階が一般公卿子息より高い正五位下・従五位上に引き上げられた。また同じ頃、元服以前の子どもが五位に叙される元服前叙爵が公卿子息にみられるようになる。これは撰関と疎遠なために年爵等を確保しづらい一般公卿で子息を確実に出身させるために成立した叙爵方式であった。その結果、十一世紀前半には、元服と同時に正五位下もしくは従五位上に叙される撰関子息、元服の前後に年爵等により従五位下に叙される公卿子息、任官後ある程度の期間を経て叙爵される諸大夫層子息、という家筋や父の政治的地位に応じて子の出身が決定される仕組みが定着し、公卿層と諸大夫層の区別という新たな身分秩序が形成された。

第三章「平安貴族社会における養子の展開—十・十一世紀を中心に—」では、十・十一世紀の養子を対象として、養子縁組の目的や対象の変化から、平安中期の養子関係とそれを取りまく親族集団の変化について考察した。十世紀には、実男子がない場合のみ養子を認め、親を亡くした子の扶養を近親に義務づけた律令の規定がほぼ守られており、出身を有利にするため実父の健在な子を実子のある人物が養子とするケースは天皇・撰関の養子のみみにみられる特例であった。それが十一世紀になると、父の健在な子を養子とする「実父あり」型養子が一般公卿の養子でもみられるようになり、四等以内の親族という養子の

規定も守られなくなる。また、十一世紀には実男子のない人物が養子を迎える「実男子なし」型の養子も増加した。このように十一世紀に養子のあり方が多様化したのは、父-子の結びつきの強まりとそれにともなう親族集団の弱体化により、既存の親族集団を補強するため、あるいはそれに代わる新たな基盤を構築するため、また養父を補佐するため、様々な関係の上に養子という擬制的な親子関係が設定されるようになったためと考えられる。一方、撰関では十一世紀中葉にはすでに後継とするための養子が出現しており、父子継承される「家」が一般公卿に先駆けて成立する。

第四章「平安貴族社会における追善仏事と氏寺」では、十一世紀に親族集団が変容する背景を考察するため、十・十一世紀における追善仏事の場と氏寺について分析を行った。追善仏事の場は親族集団への帰属に関連すると考えられているが、平安中期の追善仏事では父方だけでなく母方や夫方の寺院を用いることも少なくないため、平安中期の親族集団を双系的とする論拠の一つとされてきた。ただし、母方寺院の利用は親王・内親王にほぼ限定されており、これは双系制の影響というよりも天皇の親族関係が臣下とは異なる特殊なものであったためと考えられる。臣下では父方寺院が比較的多く用いられたが、父方寺院としての利用は建立者の子や孫が中心であり、曾孫以下の世代による利用はあまりみられない。こうしたことから、寺院を核として結集する平安中期の親族集団は始祖の子・孫を中心に構成され、次の世代になると一体感が希薄になって新たな集団へと分節していく、非連続的な集団であったと考えられる。そして、集団の核となる寺院が十一世紀半ば以降建立されなくなることから、この頃に親族集団の再形成が停止し、その結果として親族集団が弱体化したと考えられる。

終章では本論文の主要な論点を整理し、今後の課題を示した。十世紀から十一世紀にかけて生じた様々な変化は、父子関係の強化と親族集団の弱体化を示している。それまで政治経済的単位として機能していた親族集団は、父-子の結びつきの強まりによりその役割が父子を軸とする関係に移りつつあったことに対応して、それを補完する存在へと転換していったのだと考えられる。中世的「家」は親族集団が変質して成立するのではなく、九世紀から十世紀に芽生えた政治的地位の父子継承が十一世紀にかけて徐々に実体をもった存在へと変化していき、十二世紀になって父子継承される政治経済的単位＝「家」として成立するのである。もっとも、この時点での「家」は未熟なものであり、家格や嫡子単独相続の成立など、十二世紀以降の「家」の展開については今後の課題としたい。